

令和6年9月3日（火）15時00分～16時30分

オンライン会議

第24回東京都震災復興検討会議 議事録

開 会

○事務局 定刻になりましたので、これより第 24 回東京都震災復興検討会議を開催します。私は総合防災部情報統括担当課長の倉嶋です。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴、取材を希望する方がいらっしゃいますので、本会議設置要綱第 8 に基づき、会議を公開にて進行させていただき、会議内容については終了後に後日ホームページにて公表したいと思っておりますのでご了承ください。

委員紹介

○事務局 本日の出席委員は 10 名となっております。大月委員、重川委員は所用のためご欠席、原委員は途中参加とのご連絡をいただいております。また水町委員は所用のため途中退室とのご連絡をいただいております。それでは、本日も出席の委員について、参考資料 1 の委員名簿によりご紹介します。名簿に従い、五十音順でご紹介します。

○事務局 労働政策研究・研修機構、小野委員お願いいたします。

○小野委員 小野です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。続きまして東京大学の加藤委員です。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。続きまして東京大学の金井委員です。

○金井委員 金井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。続きまして危機管理教育研究所の国崎委員です。

○国崎委員 国崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。続きまして日本災害復興学会の佐々木委員です。

○佐々木委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。続きまして東京都立大学の中林委員です。

○中林委員 中林です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。続きまして日本女子大学の平田委員です。

○平田委員 平田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。弁護士・アプリケーションエンジニアの水町委員です。

○水町委員 水町です。よろしくお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。電気通信大学の山本委員です。

○山本委員 山本です。よろしくお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。本日は、都側のメンバーも「幹事」として同席させていただきます。幹事については、参考資料2の構成員名簿をご覧ください。

開会挨拶

○事務局 それでは会議に先立ちまして、原田危機管理監からご挨拶をさせていただきます。

○原田危機管理監 危機管理監の原田です。委員の皆様には本日お忙しい中、本検討会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。7月に知事と共に能登半島地震の被災地である輪島市に参りました。その際に改めて現地の状況を確認して参りましたが、発災から7カ月を経た段階でも様々な課題が山積しており、本格的な復興には、まだまだ道半ばの状態であると感じました。一方で首都直下型地震となると、今回の能登半島地震と比較して、被害のボリュームが大きく違います。復興施策についても、スピード感を持って準備していくことが重要であると感じています。委員の皆様にはこれまでも、東京における復興対策について様々なご意見、ご提案を頂いていますが、本日は東京都震災復興マニュアルの修正についてご議論いただきたいと思います。すでにご検討いただいている都民向けの復興プロセス編につきましては、今般の能登半島地震を受けまして、前回の検討会議でご確認していただいた内容を一部修正しておりますので、再度ご確認をいただきたいと思います。一方で行政職員向けの復興施策編につきましては、これまでの検討会議において皆様からいただいたご意見や各局における検討を踏まえて、修正した案を取り纏めております。本日も是非とも、それぞれのご専門の立場から、ご意見、ご助言を賜りますと幸いと存じます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。それではここからは中林先生に進行をお願いしたいと思います。

議 事

(1) 報告事項

ア マニュアルの修正スケジュールについて

イ 能登半島地震を踏まえた東京都震災復興マニュアル復興プロセス編の追加修正箇所について

(2) 検討事項

東京都震災復興マニュアル復興施策編の修正について

○中林座長 中林です。限られた時間ですので、早速始めたいと思います。本日は報告事項が 2 件と検討事項が 1 件です。まずは報告事項から進めたいと思います。「マニュアルの修正スケジュールについて」及び「能登半島地震を踏まえた東京都震災復興マニュアル復興プロセス編の追加修正箇所について」であります。それでは事務局より資料説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料に沿ってご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。今回の震災復興マニュアルの検討スケジュールを記載しております。まず上段の復興プロセス編に関する今後のスケジュールですが、前回の検討会議で内容のご確認をいただいたところですが、1 月の能登半島地震を受けて一部修正したため、その内容について資料 2 でご説明させていただきます。また、復興プロセス編については、今回の修正に併せ、都民向けの冊子であることをよりわかりやすくするよう、名称の変更を検討したいと思います。名称案につきましては、次回の検討会議でご報告させていただきたいと思います。名称変更につきましては急なご提案となってしまう、大変申し訳ありません。下段の復興施策編に関する今後のスケジュールですが、本日の検討会議後、区市町村への照会を 10 月、素案に対する意見・助言をいただく次回検討会議を 11 月から 12 月にかけて、各局・区市町村による素案の確認を 1 月から 2 月にかけて、最終案の承認を 3 月に予定しています。

続きまして、資料 2 をご覧ください。東京都震災復興マニュアル復興プロセス編につきまして、能登半島地震を受けた追加修正案でございます。修正箇所は、冒頭の「はじめに」の部分です。東京都では、もともと多くの住民や団体が協働し連携して復興に取り組む「地域協働復興」の理念を提唱してきたところですが、今回の能登半島地震において重要性を改めて認識するきっかけとなったことから、今回修正することとしたものです。

続いて、左側の赤枠の囲いをご覧ください。スケジュールのご説明の中で触れましたが、復興プロセス編のタイトルについても、今回の修正に併せ、都民向けの冊子であることがより分かりやすくなるよう、名称変更を検討したいと思います。こちらは事務局で修正タイトル案を検討し、次回の検討会議でご提示したいと思います。報告事項に関する説明は以上です。

質 疑

○中林座長 資料説明は以上ということです。スケジュールと能登半島地震の事例を踏まえた追加修正ということです。まずスケジュール等についてご質問はありますか。発言または挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

<質疑なし>

○中林座長 次回は11月の末から12月の頭くらいに検討会議を開きます。年内はそこで終了となります。それではこれでスケジュールは確認していただきました。続いて資料2の能登半島地震を踏まえた復興プロセス編の追加修正箇所について、ご質問またはご意見等あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

<質疑なし>

○中林座長 私から2点お願いしたいことがあります。説明資料を共有してください。第2パラグラフのところは、事前に頂いていた資料から修正されていたのでそれで結構です。2点目です。第3パラグラフのところの復興プロセス編は、行政と地域の住民だけではなく、地域の事業者とも協働復興のパートナーとなりますので、「住民が」の部分に「住民や企業が」と追記していただいた方がより正しくなると思います。復興プロセス編の中には産業復興のプロセスも含まれるので、住民だけではなく企業も記載した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 今の中林先生のご意見につきまして、他の委員の皆様からご意見等はありません

か。

○佐々木委員 佐々木です。私も中林先生のご意見に賛成ですが、そのような意味では上段の Paragraph で修正前は、NPOやボランティア、専門家、企業と明記されていましたが、今回は住民や団体とまとめられています。変更の特段の意味がないのであれば、むしろ修正前の住民だけではなくNPOやボランティア、専門家、企業等幅広く明示した方が中林先生のご趣旨にも合いますし、良いと思いますので、その点を検討いただければどうでしょうか。

○中林座長 冒頭の2行目ですか。

○佐々木委員 修正前だと3行目に関わる主体が記載されています。

○中林座長 今回の修正案は3行目の幅広い関係者の下段の箇所ですか。

○佐々木委員 そのとおりです。

○中林座長 この幅広い関係者と団体が重複した箇所になると思っていました。

○佐々木委員 事務局としては団体という言葉にまとめた意味は何かあるのですか。

○事務局 全体につきましては修正前と修正後でNPOやボランティア等様々な主体があると思いますので、それを幅広く示す言葉として団体とまとめた経緯がございます。先生がおっしゃったようにNPOやボランティアという記載が分かり易いのであれば、修正前の記載に戻すことも考えられるかと思います。

○中林座長 修正前の3行目の被災者自身のみならずではなく、今回の修正案では1行目の終わりから2行目にかけての、被災者のみならずNPO、ボランティア、専門家、企業等という幅広い表現ですか。

○事務局 今いただいたご意見を基に次回の検討会議までに修正したいと思います。ありがとうございます。

○中林座長 私が産業と申したのは復興プロセス編の中身の構成が大きく変わらないのであれば、分野としては都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興と4本柱となっていたと思います。都市と産業はリンクするのですが、以前は都民と表現しており、法人も都民であるという意味合いでした。しかし住民となると企業等が抜けてしまい、産業復興の主体が消えてしまいます。やはり産業復興のマニュアルは企業に知ってもらいたい復興プロセスであり、行政と地域協働復興で取り組むこととなるため、第2 Paragraph にも企業を主体として記載した方が良いと思います。ボランティアや関係団体は中間支援組織であり、行政と復興主体との間で復興を潤滑する役割の第3者機関の位置づけの担い手

になるので、企業とは立場が違うと思います。これらを踏まえて検討させていただくことによろしいでしょうか。マニュアルに行政と被災企業と様々な支援団体の図が記載されていたと思います。3つの繋がりで地域協働復興を展開する説明にも係わる箇所だと思います。はじめにと最後の方に記載されていたと思いますが、併せて次回までに正式に修文するということによろしいでしょうか。

<質疑なし>

○中林座長 ありがとうございます。それ以外にはよろしいですか。

<質疑なし>

○中林座長 以上、事務局に検討していただくことにしたいと思います。それでは次第の報告事項については以上にいたします。次に検討事項ですが最初に、東京都震災復興マニュアル（復興施策編）の修正についてです。この説明を事務局よりお願いします。

○事務局 はい。それでは資料3をご覧ください。検討事項「復興施策編の修正」について説明します。資料は3と4がございますが、資料4の新旧対照表は400頁くらいとボリュームがたいへん多いため、参考にご覧いただければと思います。主な修正箇所を取りまとめた資料3を基にご説明させていただきますのでご覧ください。まず各章における修正項目とその内容について記載しているのが、最も上の表でございます。序章から5章までの各項目と主な内容でございます。詳しい内容につきましては2ページ目以降でご説明いたします。まず序章でございます。南海トラフ地震に関する検討ということでございますが、令和5年に修正した東京都地域防災計画（震災編）に南海トラフ地震が記載されたことを受けて、復興においても南海トラフ地震の特殊性として被災地域が島しょであることや、津波被害の対応が主であることを認識した検討の必要性を指摘するために追記を行うものでございます。まず前半部分でございますが、首都直下地震等による東京の被害想定、令和4年5月にとりまとめた資料でございますが、この資料を基に記載をしております。津波による大きな被害が想定されており、それに基づく被害がどのようなものであるかといったところを主に記載しております。後半は市街地における津波被害を受けたケースとして、東日本大震災における復興上の課題としてどのようなものがあるかといったこ

とを中心に記載をしております。このような記載を基に、冒頭部分における南海トラフ地震に関する今後の検討が必要であることを意識づけたいと考えております。

続きまして第1章でございます。第1章につきましては2点でございます。まず1点目が復興本部設置手順の整理でございます。復興本部設置手順を再確認し、手順等を改めて整理しているところで、現在関係局と調整中のため今回の修正資料には反映しておりませんが、次回以降で改めて整理してご提示したいと思っております。

2点目が復興計画策定における視点の追記でございます。復興計画策定時の視点として多様な被災者への配慮に関する記載を追記しておりまして、赤字部分が追記した箇所となります。震災復興方針及び震災復興計画の策定において、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者に対してのきめ細かい配慮が必要であるといった内容を記載しております。

続きまして第2章でございます。第2章は大きく2点の見直しがございます。まず1点目が章構成の見直しでございます。都市復興手順の各施策の具体的な行動等でそれぞれ「調査」「方針」「計画」「事業」「窓口」と細目では分かれておりましたが、章構成を見直し「調査」「方針」「計画」「事業」「窓口」と大きく再編成しております。内容の再構成でありますので記載内容に大きな変更はございません。ただし重複している部分等の整理を行っております。目次部分だけの提示でございますが、赤で囲っている箇所が修正前は都市復興手順或いは都市復興手順の各施策等によって分かれていたものです。こちらを整理し、現在お示ししているページの右側のような形で大きく5つの点にまとめ再編成しようと考えております。2点目でございますが、実践的なマニュアルの実現に向けた都市復興手順の充実でございます。時限的市街地における考え方や設置イメージに関し、各章を横断する形で新規に記載するものでございます。復興まちづくりの事業手法の特徴を新規に記載しているものでございます。第2章の修正案につきましては、都市整備局で所管している東京都都市復興基本計画検討委員会にて承認済みの案を今回提示しております。なお時限的市街地の設置に関する記載のほかに、復興まちづくりにおける縦と横の関係の明確化や時限的市街地の目的、ねらいなどのコラム化につきましては引き続き検討事項となっているため、今後所管局にて検討したうえでマニュアルへの反映を予定しております。それでは具体的に反映されている箇所として、2ページあとの3ページ目からご説明させていただきます。まず時限的市街地に関する追記案としまして、①から⑤まででございます。まずは①として全般に関する記載を行いたいと思っております。第1章の6用地関連の箇

所に別紙として挿入いたします。記載例につきましては後ほどご説明いたします。②が都市の復興でございます。第2章の修正案の第2の方針の時限的市街地の箇所に第1章を参照する旨の記載を追加いたします。第2章の修正案の第2の方針の時限的市街地の箇所に時限的市街地内に設置される施設として、現状では住宅や店舗等を記載しておりますが、そこにボランティア、市民活動団体等活動拠点を追記したいと思っております。③は第3章の住宅復興でございます。応急仮設の設置に関する用地選定の項目箇所に、時限的市街地に関して留意することとし、第1章を参照するように記載を追記いたします。④の第4章くらしの復興の関連でございます。ボランティア等や専門家との連携の箇所が第1章に記載がございますので、ボランティア等や専門家に対して、時限的市街地に関する留意事項として第1章を参照する旨の記載を追記したいと思っております。⑤の第5章産業の復興でございますが、一時的な事業スペースの確保に関する項目箇所に、時限的市街地に関して留意することとし、第1章を参照するようにとの記載を追記したいと思っております。具体的な記載が次ページ以降となります。

まず①の全般でございますが、第1章に記載する文案でございます。別紙の時限的市街地の設置についてという項目で、1.設置についての流れ、2.各局等の役割分担の表の2点について項目を追記したいと思います。これを図式化したものが次のページに記載されております。この図の中で、上部の時限的市街地の設置検討は都と区市町村が施行を行います。それぞれの連携先としまして住宅関連であれば都住宅政策本部や区市町村、協定締結団体等、共同仮設工場・店舗整備であれば区市町村や中小企業基盤整備機構等、或いはボランティア・市民活動団体等活動拠点であればそれぞれの活動拠点等について関連団体等の連携といった記載をしております。

続きまして第2章の都市の復興でございます。赤字部分の具体的行動の①の他分野との連携という項目で第1章の参照について記載をしております。続きまして第2章の修正案の次のページでございますが、定義・目的の中で時限的市街地に設置する機能として現在、1)住宅、2)店舗・事務所、3)集会所・被災者支援拠点と記載しておりますが、これに4)ボランティア・市民活動団体（NPO）等活動拠点を追記いたします。

続きまして第3章でございます。住宅の復興でございます。赤字部分でございますが、時限的市街地の設置について第1章を参照する旨を記載したいと思っております。

続きまして第4章のくらしの復興関連でございますが、ボランティア等や専門家との連携についての記載が第1章にございますので、第1章の該当箇所に追記をしたいと思

ます。設置主体が区市町村となるので区市町村の欄を新たに追加いたしまして、区市町村に関する手順や具体的な取組方法等を追記したいと考えております。

続きまして第5章産業の復興の部分でございます。赤字部分の共同仮設工場や店舗の設置の箇所、このような設備の設置にあたり、都市復興の分野についても調整を行うということから、第1章参照の旨を追記したいと考えております。

続きまして第3章でございます。被災住宅の応急修理に関する指針でございます。第3章は大きく2点ございます。まず1点目が被災住宅応急修理に関する検討でございます。災害救助法の改正に伴い、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理という項目が新たに追記されたため、新規に記載いたします。また日常生活に必要な最小限度の修理について、区市町村と連携した訓練に関する記載を追加したいと思います。資料の表の【新】の部分に記載しておりますが、民間住宅の応急修理（緊急）の（緊急）の部分を追記いたします。その下に細かい手順について記載しております。次のページの民間住宅の応急修理（必要最小限）につきましては、実際に緊急修理にあたり区市町村と平時における訓練を行っていることに基づき、訓練に関する記載を追記しております。2点目でございますが、応急仮設住宅に関する検討でございます。建設型応急住宅について、震災前の行動として配置計画案の作成に関する記載を追加したものでございます。震災前の行動として区市町村から報告のあった建設候補地の確認、配置計画案の作成を記載しております。また賃貸型応急住宅については、区市町村と連携した訓練に関する記載を赤字部分に追記しております。

続きまして第4章でございます。福祉活動関連情報の収集に関する取組の見直しでございます。前提としまして昨年度の東京都震災復興検討会議において、第4章の検討方針として被災者生活実態調査等の見直しの実施を報告させていただいたところでございます。下段の表につきましては、現状の記載である主な検討方針として前回の検討会議の資料を転記しております。検討状況は関係局への確認の結果、被災者生活実態調査の実施時期や実施方法等については、改めて精査が必要であるということ。また実施時期や実施方法、調査項目、用途等につきまして引き続き関係局と協議を行って参りたいと思いますので、今回の修正案には加えない方向で進めたいと思います。

続きまして第5章でございます。時勢変化を踏まえた内容修正でございます。テレワークへの対応など、時勢の変化を踏まえて記載内容の修正をしたいと思います。まず中小企業施策等の中でございますが、赤字部分のBCP関連について、(1)BCP策定等支

援、中小企業へのBCPの策定を行うことを通じて中小企業の事業計画を支援していくという箇所の追記をしたいと考えております。次に離職者の再就職の支援でございます。赤字部分でございますが、公共団体等における求人の確保というところで被災離職者等について今回新たに追加いたしまして、発災時における公的な就業の中で被災離職者等に対して積極的に雇用を創出する依頼を行うといった記載にしたいと考えております。以上で検討事項のご説明を終えます。よろしくお願いいたします。

○中林座長 ありがとうございます。前半で時限的市街地やそれぞれの分野に関連する事項を含めてまとめてお話いただきました。後半でマニュアルの序章、2章、3章、4章、5章の順番に、都市、住宅、くらし、産業と主な修正点のポイントをご説明いただきました。ご質問、ご意見等あれば承りたいと思います。

○中林座長 くらしに関連した福祉関連のことで、座長としてではなく、委員として発言したいことがあります。これから高齢化社会となり、被災者の高齢化がますます進行することが想定されます。施設に入所されている方はもちろん、それ以外の在宅で生活をしながら、週に2、3日、1日2時間程度の介護を受けながら生活されているような方が、増加していると思われま。被災した後に、施設収容型の方は、施設としてどういった対応をしていくかということが課題になると思いますが、在宅で介護を受けながら自立している高齢者に対する支援が課題です。さきほどの説明の用語では、ボランティアセンターということになりますが、ボランティアではなく介護のプロが必要な支援だと思えます。例えば仮住まいにおいて必要になってくるとすると、時限的市街地あるいは仮設住宅を前提にしたところに、在宅サービスをするようなステーションのようなものも1部屋準備しておくことが必要になってくると思われます。能登半島地震の事例は分からないのですが、今年で20年を迎える新潟県中越地震では、山古志村の仮住まいの中で在宅介護サービスが不可欠であるということで、仮設住宅敷地内に在宅介護サービス施設の仮設の拠点を作って、在宅介護サービスを展開している事例があります。東京都の時限的市街地の中でも検討する必要があると思えます。福祉関係に強い他の委員の方のご意見を伺いたいと思えます。

○国崎委員 現在の福祉関係の話からさせていただきます。私は、能登半島地震で「テルマエ・ノト」という支援活動を2月から9月まで行っておりました。これは先ほど、中林先生から在宅で介護サービスを受けている方のお話がありましたが、高齢者福祉

施設で入所者の方々が、1 か月以上何の支援もなく、お風呂に入れなかったという事例があります。8 月 31 日に自衛隊の活動が終わって仮設のお風呂も撤去されたのですが、自衛隊の仮設風呂にさえも入れないというような寝たきりの方や車いすの方に対して、被災 6 市町すべてで訪問入浴サービスを展開して参りました。中林先生がおっしゃられたように、自宅に居てお風呂に入れなくても沢山いらっしゃり、デイケアサービスを利用してお風呂に入れたり、訪問入浴サービスを利用したりといったことをしていましたが、それも叶わないということでありました。あらためて東京都として、寝たきりの方や車いすの方のような、仮設風呂に入れなくてもお風呂の提供をどうするかということを考えていくべきだと思います。

今回の話の中で修正箇所ではないのですが、住宅応急修理の話です。昨日も私は、能登半島にいましたが、少しずつ復興は進んでいる状況ではありますが、住宅の解体撤去もままならない状況でした。東京都において応急修理の際に、工事事業者の方の確保についてどのように考えておられるのでしょうか。例えば能登半島の事例のように、地元の業者に限るといような条件等があれば、明記されている箇所を拝見させていただきたいと思いました。果たしてその事業者だけで応急修理がどのくらいの期間でできるのかといったことも、能登半島の事例から考えていくべきだと思います。

あと仮設住宅ですが、3) の集会所・被災者支援拠点のところで、同一敷地内に仮設住宅を 50 戸以上設置した場合は集会所を設置できるという記載がありました。今回の能登半島の事例でも仮設住宅で集会所がないという問題に現在、直面しております。私が公的な書類を確認したところ、50 戸以上設置した場合は集会所を設置しなくてはならないと記載されていたように思います。設置できるというニュアンスの書き方でよいのかお考えをお教えいただきたいと思いました。以上です。

- 中林座長 事務局どういたしましょうか。委員の皆様から色々なご意見を伺って、あとで総括的に対応していただくということよろしいですか。
- 事務局 はい。よろしくお願いします。
- 中林座長 それでは現在、佐々木委員が挙手されておりますので、佐々木委員お願いします。
- 佐々木委員 今回の修正のものではないのですが、住宅政策本部のところを見ており、資料 4 の 3-30 を画面共有していただけますか。
- 事務局 はい。

○佐々木委員 応急仮設住宅の対応につきまして、用地の確保等、建設依頼、起工・契約、工事監理、撤去となっているのですが、熊本地震以降は必ずしも建設型の応急仮設住宅を撤去しなければならないということではなく、災害救助法の施行主体である東京都であれば都になります、東京都が自らの判断で活用できるとなっているはずですが、実際に熊本ではRC基礎の木造住宅は、公営住宅ではないが町の被災者向け住宅として活用しています。資料4の現在のバージョンでは建設型応急仮設住宅は必ず撤去するようになっています。もちろん撤去しなければならない場合もあります。しかし、土地が確保されているなど様々な条件がありますが、RC基礎で建築確認が取れる状態の仮設住宅であるということも当然あり得ます。このマニュアルの文章の再利用とは撤去して他の場所で使うということや、中の材木を使用するという意味かもしれないですが、そのまま住宅を使用する可能性も現在認められているので、それが読める記述にした方が良いと思います。文案はまだ考えていないのですが、少なくとも撤去だけが全てではないということです。能登半島でもできるだけ継続的に住めるような形の仮設住宅を実現できないかという流れになっています。撤去に限定する表現は望ましくなく、撤去またはその仮設住宅を恒久的なものとして利用するという選択肢を追加すべきだと思いました。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。それでは小野委員お願いします。

○小野委員 中林先生のお考えの時限的市街地の案が盛り込まれて非常に素晴らしいマニュアルになったと思います。今回、時限的市街地の中身について具体的にイメージできるように思っております。先ほど中林先生がおっしゃったように、地域包括センターのようなものが必要であるということは私も考えておりましたが、当然入ってくるのだと思っております。そのような意味で考えると、被災者の失業者の方達が職を求めて来られることが想定されるため、ハローワークのようなものを作っておくということが必要だと思っております。資料3に時限的市街地の設置にあたって各局の役割という表が記載されているのですが、具体的には9ページです。その中で産業労働局のところに、一時的なスペースの確保について、事業者支援等を行うとの記載がありますが、このイメージがよく分かりません。具体的に中小企業の方達の事業スペースを提供するという意味なのか、産業労働局が何か事業者支援を行うような部屋をイメージしているのでしょうか。先ほど説明した失業者の方達のマッチングのような職業紹介のようなことも考えたスペースがあるのかなど、も

う少し具体的にされた方が良いのではないかと思います。

それと、仮設住宅のお話は先ほども出ておりましたが、能登半島の被災地の避難されている仮設住宅で集会所がないと聞き驚きました。集会所については、阪神・淡路大震災の際、仮設住宅を作った際に集会所が無く、その時の色々な教訓を生かして東日本大震災の時の仮設住宅を作る際は必ず集会所を作るということになり、私が見てまわった限りどの仮設住宅も集会所があったと記憶しております。集会所は必ず必要なものですので、仮設住宅を作る際には、集会所を必ず作るというようにしていただきたいです。以上です。

- 中林座長 ありがとうございます。能登半島の被災地の避難されている仮設住宅に集会所が無い件ですが、石川県の考えによるものだと思います。東日本大震災の時も同様ですが、仮設住宅 50 戸以上で集会所を作ることとなった経緯は、新潟県中越地震の時からです。山古志村が全村避難をした際に、各集落に集会所がないと被災者の交流がなくなるということと、復興に関する話し合いをする場がないということが理由です。その各集落の平均が 50 戸だったのです。仮設住宅に集落ごとに入居し、そこに集会所を 1 か所ずつ設けたということが前提となり、基準の見直しに繋がったということが経緯であります。今回の能登半島の事例は、石川県が少しでも多くの仮設住宅の戸数を確保するために、集会所を作るのをやめる判断をしたのだと思われます。しかし、仮設市街地で関連死を防ぎ復興を推進していくためには、やはり集会所のような施設は不可欠であると思います。集まる場所が全くと孤立してしまいます。この件に関して、私は各委員からお話をいただき、ダメ押しですが加えた方が良くないと思いましたが、それでは山本先生お願いします。

- 山本委員 ご説明ありがとうございます。まず第 1 章の復興計画策定時の視点として、多様な被災者への配慮を加えていただき大変ありがたいと思っております。その中でも特に要配慮者にあたる外国人の方々への情報の伝え方として、必ずしも日本語、英語を介さない方も多いと思われまます。そういったの方々への情報の伝え方や、その方々のご意見や情報収集の方法も考慮していただければ良いと思います。

あと第 5 章のところではテレワークの導入、定着を平時から支援されるということで、すでに導入されている企業も最近では増えています。ただ業種によりテレワークを導入しやすい業種と、テレワークができず、その場に行かなければ仕事ができない業種があります。この業種による差をどのように考えていくかということは、今後検

討していただきたいところです。また、どこまでインターネットが利用できるかにもよりますが、被災して離職された方々には、その場に行かなければできない業種の仕事に携わっていくのは困難であると思われるので、在宅でできる仕事の紹介ができればよいと思います。先ほどテレワークのお話でしたが、テレワークも必要です。ネットで紹介ができる仕事のマッチングができる仕組みをご用意いただけると良いと思いました。

最後に第3章で市町村と連携した訓練を2ヵ所程度記載されていたと思います。その具体的な内容としてどのようなことをするのか、現在の状態だと私はよくわからなかったのですが、より明確に記載した方が良いと思いました。またどのようなことをするのか教えていただきたいです。それと、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅を建設する業者の確保について、これまでもご意見が出ているかと思います。これまでの災害時にも、業者の確保をすることに大変苦勞されたとお聞きしており、東京でとなると非常に多くの人員が必要になるとと思われるので、そのあたりの見通しもあるのかと思いました。以上です。

- 中林座長 ありがとうございます。平田先生お願いします。
- 平田委員 まず中林先生が最初におっしゃっていたように在宅介護者の視点等、今回の改訂の趣旨ですが、きめ細やかな多様な配慮が行われている視点が記載されていて、そこに対しての補足を是非お願いしたいです。まず実際の人の動きや、これまで家どころか支えられていた方たちも、災害時になると日常の繋がりが切れて避難所に行ったり、または二次避難をしたりと、平時と違う動きの中で多数問題が発生していることは、能登半島地震の事例からもわかっています。そこで東京都の復興としては迅速に共に立ち上がるという、都民との協働をうたっています。場所を離れている方もいらっしゃいます。その方たちと繋がりを保ちながら共に立ち上がっていくということがないと、言葉だけになり上手くいかないと感じてしまいます。避難者の方や被災者の方とのデジタルとしての繋がりを保つということが能登半島地震の際にも行われました。Suicaのカードを使用したりし、どこに行ったかわからなくなった方と繋がることに大変苦勞されていました。東京都こそ少し人数が多いのですが、被災地外からもできるので、被災地外からも手伝ってもらいながら避難者、被災者の方々に名簿に記載していただいたりし、仕事の支援や復興の話の情報の繋がりを構築していくことを文言に表せたほうが良いと思っています。また先ほどか

ら各委員がおっしゃっておりますように、デジタルに弱い高齢者や障害を持つ方々などは場所が必要で、その方々の場とデジタルとしての場の用意が、その配慮の中には記載された方が良いと思います。それらは結局デジタルになるので、デジタルとして被災者の方々はずっと繋がりながら東京都に住み続けていただくための繋がり、コミュニティを再建するための繋がりを保つために、デジタルを駆使しながら行うということが1点です。

それからもう1点は、本人たちが頑張るといことはかなり限界があると感じており、例えばNPOの話が出ておりますが、支援者の数を増やすということが東京都の場合は必要と思っています。それには、これまで想定されたNPOも大事ですが、能登半島地震の際に対口支援で送り込まれた他の自治体の方の活用方法や、民間の企業や大学といった高度なことができる方たちの分析力や本部を手伝うなど寄り添う支援者を増やすことが必要です。それから東京都や自治体が全て対処しようとする、キャパシティを超えられるので、寄り添う建築の専門家等も含まれる支援チームについても併せて記載されてはどうかということがご提案です。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。最大の課題はどのように被災者リストを作っていくのかと同時に、それに対する支援サービスはどのように展開されていくのか。すなわち都、区市町村、被災者の三者が共有しなければならないリストになると思います。そのリストをどのように運用するのか、都の運用、区市町村の運用のつなぎ方だと思います。そのため能登半島地震のようなやり方で12万人リストアップされたと県は発表しているのですが、東京の場合は下手すれば二桁違います。そのリストや膨大なデータをどのように運用するのかということも含めて、かなり研究をしておかないと付け焼き刃ではなかなかうまく動かないのではないかとということをご指摘いただいたように思いました。他によろしいでしょうか。

○中林座長 それでは少し時間をいただいて、私の方から3点今後に向けて検討する必要がある課題があります。1点目は熊本地震の際、賃貸型仮設住宅として運用するために熊本市内に多くある賃貸マンション、賃貸アパートを賃貸型仮設住宅等で活用したのですが、地震の揺れで少し傷んでいるのです。賃貸物件は営業物件であるため、災害救助法の応急修理には適用されないことになっているのですが、熊本県では賃貸仮設住宅として提供することを前提に、応急修理を公的に負担しております。東京都でも平時賃貸居住している方が圧倒的に多いです。おそらく若い方も含め過半であると思

っています。その方たちがみなし仮設を活用する場として、たとえ東京にある賃貸物件が全て傷んで使えない場合でも、どのくらい時間がかかるかわかりませんが、民間賃貸住宅を応急修理することにより、賃貸仮設住宅として提供ができるようになります。これを行うために、公的な応急修理を賃貸住宅に適用したという熊本県の事例を踏まえて、東京都でも同じことができるかということをし少し検討していただき、次のマニュアル改訂の際には、しっかりとその点を記載していただきたいです。

次にもう1点は時限的市街地関連についてです。仮設住宅だけでも公有地が不足している中で、住宅以外の様々な機能を取り入れた仮設市街地を作るとなると、土地の問題をどう手当するかということです。佐々木先生が作成された大規模災害借地借家法の中に被災地短期借地権という制度を作っていただいています。しかし運用事例はないので、都が借りるのか、区市町村が借りるのか、都と区市町村が折半で借りるのかという問題があります。民間の被災地を5年間借り上げて、多様な仮設用地として活用できるという制度です。もし、この制度を運用できるのであれば、どのような運用方法になるのかということをやより具体的に都と区市町村の役割分担、賃料の設定方法も含めて東京都の場合の検討をする必要があります。時限的市街地上物の建造物のイメージだけではできるのですが、その土台である土地が全く手当できなければ実現できなくなります。今回の見直しをきっかけとし、次の見直しへの課題として土地の問題を位置づけしていただきたいです。

それから3点目の今後へ向けての課題です。災害救助法は現在、政令市は県と同様に主体として運用できるようになっていると思います。したがって首都圏の場合、9都県と政令市がそれぞれ災害救助法を運用するのですが、被災者側の方はそのようなことは関係ありません。災害後の応急対応をし、仮住まいをし、復興へ向かうような横の広域的な連携のようなものを被災時にどのようにイメージし、災害救助法の仮住まいまでの対応をしていくのか。特に仮住まいです。罹災証明も含めて避難所までの支援は、それぞれの自治体がベースになると思います。仮住まいの段階で少し広域化した特に都県をまたぐような仮設ということも、どこが被災地になるかというところが出てくると思います。是非、今後の検討課題という形で、マニュアルに記載することはやや不具合があるのですが、このような課題を人が変わっても忘れずに継続的に検討していけるように、今回の見直しの中でしっかりと繋ぎ合わせてもらいたいと思いました。

○中林座長 加藤先生お願いします。

○加藤委員 3 点あります。1 点目が第 1 章のところ、今回追記として被災者の視点に立って復興するために、とりわけ女性や子供、性的マイノリティという追加の部分があります。これはこれで当然必要ですが、復興計画の方針と計画の頭ではどちらかというと被災地全体の中でメジャーな層を対象にした計画になりがちです。そこであえてこの赤字部分が追加されていると思うのですが、平時における要配慮者だけではなく、災害を受けて仕事を失ったりし、復興の時に復興弱者と言えるような新たな層が生まれると思います。その方たちに対する配慮の意味合いも含まれていると認識しているので、もう少しダイレクトに記載した方が良いと思いました。

2 点目が時限的市街地のところです。時限的市街地の土地の確保と整備が本当にできるのか私自身少し不安があります。そのケーススタディを平時にきちんと繰り返しやっておくことが必要だと思っておりますが、それは含まれているのでしょうか。他の項目の例えば応急修理とかですと、民間業者と訓練をするというような記載がありました。時限的市街地に関しては、事前にケーススタディを積み上げて、どのような被害のパターンでどのような地域特性であればこれくらいの規模の時限的市街地が必要で、このような条件が揃っている場所であれば、このようなパターンで作れそうであるというような知見を事前に積み上げておくというようなことが非常に重要であると思いました。

3 点目です。東京都の場合、地域協働復興ということで能登半島を含めて他の被災地と同様に、かなり大都市であるがきめ細かく行っていくということになっています。これまでの事例と比べると、きめ細かく行うことに加えて量が非常に膨大であります。その際に、復興を支援するまちづくりコンサルタントやプランナーの方々をどのように選定し、どのように発注していくのかということも、あらかじめ考えておく必要があると思います。変な発注の仕方ですと、量が多過ぎてパターン化しきれないということもあり、そのような形になると地域協働復興の理念が失われそうな気がします。あわせて、まちづくりの支援を行うコンサルタントやプランナーの方々にこのマニュアルを含めて、或いは自分が担当しそうな地域を含めて、事前に理解を深めておくということが極めて重要であると思っていますので、その記述もあれば良いと思いました。以上 3 点です。

○中林座長 ありがとうございます。いずれも大変な問題ではあると思います。時間があと 7、8 分くらいとなったので、もし挙手される方がいないようであれば、今まで出たことに対応して都にお話をいただくということによろしいでしょうか。

○事務局 はい、かしこまりました。様々なご意見を賜りましてありがとうございます。今までいただいたご意見の中で、ものによりましては既に協定等を結んで対応できているところもあると思います。これから説明しなければならない、或いは今後の検討として提示していく必要があるといったものもあると思います。そのような論点を整理し、2 回目の会議の前までに各委員の皆様にお示ししたいと考えています。

○中林座長 はい、ありがとうございます。

○事務局 このような整理でよろしいですか。

○中林座長 はい、是非そのようにしてください。あともう 1 点だけ私が心配していることは、今までのマニュアルであまり考えられていないこととして、高齢化が進行している中で、地方の特徴かもしれませんが、東日本大震災、能登半島地震でもおそらく今後、土地と家はあり、年金で生活している方が被災し、区画整理で土地を返されても自分で家は建てられず、買ってもらえるのであれば売るというケースです。東日本大震災でも、高台に移転する時に、併せて宅地を買い取ってもらい移転せずに、そのお金を生活費に充てて災害公営住宅で生活するというケースがあり、災害公営住宅が少なかった沿岸自治体に多くの災害公営住宅をつくることになってしまっています。東京都の都営住宅で、特に 23 区を含めて、区営住宅を自前で建設した経験を持つ区はほぼないと思います。都営住宅が災害公営住宅としての役割を担い、運営は区市町村に任せることになります。その際に都の施策としては、現在都営住宅はこれ以上戸数を増やさないとし、団地の建て替えの際にも戸数を増やさない形での建て替えを進めていると思います。この状況の中で新規の公営住宅需要が出てくることに対してどう答えるのか。阪神・淡路大震災の際の神戸の対応としては、全部建造物をつくとあとで大変だということで、傾斜家賃型で家賃補助を行うことで公営住宅を提供しました。しかし神戸の場合は 20 年の想定で対応したのですが、20 年ではご存命の方が多く、傾斜家賃で安かった家賃が、結局民間家賃に戻り、高い家賃になるという課題がありました。これに対しては空いている公営住宅をマッチングしていき対応したと思います。災害公営住宅を東京都の災害政策として、平時の住宅政策とは別枠でどのように考えていくのか。本日大月先生が不在ですが、都と区市で連携した災害公営住宅の在り方を是非検討していただきたいと思います。

○事務局 わかりました。今いただきましたご意見を含めて今回の皆様のご意見をとりまとめて対応或いは今後の方針について考えて整理したいと思います。

○中林座長 マニュアルにはあまり記載してはいけないのですが、今回マニュアルをより

実効性のあるものにしようとして改訂していく中で、やはりこのような課題は押さえておくべきです。検討事項を最後にまとめて課題として記載しておくことで、より実効性の高いマニュアルにステップアップしていくことと思います。途中段階のマニュアルであるという対応をしていただくことがお願いできると、更に次に繋がり、より実効性の高いマニュアルに繋がると思います。是非そのような方向での、整理とご検討をお願いしたいと思いましたが、よろしければ次の3.その他に移りますがよろしいでしょうか。では最後にその他ですが、事務局から今後の連絡事項等がございましたらお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。それではその他の項目でございますが、先ほどご説明させていただきましたが、復興プロセス編につきましては、次回の会議にて名称案をお示しさせていただければと思っております。また復興施策編につきましては、今後区市町村への照会を行うとともに検討を継続し、次回の会議にて再度修正案をお示ししたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。私からの説明は以上でございます。

○中林座長 ありがとうございます。現在、東京都震災復興マニュアル（復興施策編）と東京都震災復興マニュアル（復興プロセス編）に分かれています。復興プロセス編だけの名称が変わるのか、両方併せて変わるのかということも含めてご検討いただくことになると思います。施策編とプロセス編は2冊合せて東京都震災復興マニュアルとなっているのでそれをどうするのか。そして今後の課題としてはグランドデザインやビジョンに相当するものをもう少し充実させて、それを復興プロセスの目指す目標として位置づける方向性を出すのであれば、両方の名称を変えた方が混乱は起きないと思います。次回どのように名称修正案が出てくるかわかりませんが、全体像の中で位置づけをお考えいただき名称を的確につけていただきたいと思います。少し口幅ったい言い方をいたしました。そのような対応でご検討いただければ幸いです。それでは委員の先生方、よろしければ以上で本日の会議は終了とさせていただきますと思っておりますがよろしいでしょうか。

閉会挨拶

○中林座長 はい、ありがとうございました。それでは次回の会議は、11月の末か12月ということで、日程調整のご連絡があると思っておりますのでよろしくお願いたします。では本日の会議を以上で終了したいと思います。熱心に貴重なご意見いただきましてありがと

うございました。それでは散会します。ありがとうございました。

○事務局 1点だけ追加です。先ほど中林先生から名称変更についてご意見いただきましたが、私たちも同じ認識であるということです。どうもありがとうございました。

○中林座長 はい、ありがとうございました。

閉 会